

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

昨年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者福祉の現場はいまだに混乱がおさまらない状況にある。特に、障害者施設や居宅支援の利用に係る応益負担（定率1割）の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、事業者側も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業運営の継続が困難な状況に追い込まれている。

政府は、障害者自立支援法に関連し、2008年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行うとしている。特別対策については、一定評価するものの、その背景には、全国の障害者の切実な訴えと、障害者の生活を重く見た多くの地方自治体が、独自の負担軽減策をせざるを得ない実態がある。

法施行から1年も経ずに、多方面にわたる見直しを余儀なくされるということは、そもそも、総じて所得が低い障害者に対して、応益負担を導入したこと自体に制度設計の無理があるといわざるを得ない。

世界の中で、障害者の福祉サービスに応益負担を課している国は日本だけである。2006年12月、「障害者の権利条約」が国連総会で全会一致で採択された。世界の潮流にかんがみ、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社会参加を求める立場から、障害者自立支援法について下記の事項を求める。

記

- 1 利用者負担は応益（定率）負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては、本人収入のみに着目すること。
- 2 障害者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること。また、自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について、財源保障を行うこと。
- 3 「障害の定義」を国際的な基準に見直し、難病並びに発達障害、高次脳機能障害を含め、あらゆる障害を法制度の対象とすること。
- 4 国連「障害者の権利条約」を日本政府が早期批准できるよう、国内法制の見

直し、整備に、積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月15日

名 寄 市 議 会